

KEYWORD

# IPサイマルラジオ「radiko」 ——音楽の権利許諾に関する考察——

関西通関支社統合メディア局次長・IPサイマルラジオ協議会幹事代表 三浦 文夫\*

## はじめに

本稿では、地上波ラジオをCMも含め、放送と同時に配信するIP（Internet Protocol）サイマルラジオ（radiko.jp）の権利許諾、なかでもラジオにとって欠くことのできない要素である音楽に焦点を絞って論ずることとする。本論に入る前に、IPサイマルラジオの目的、経緯、概況について触れておく。

りかれない。  
こうした状況を打破すべく、インターネットを利用してPCをラジオ受信機にできないかと考え、2005年にIPサイマルラジオプロジェクトを立ち上げた。当時、すでにインターネット利用率は90%を超え（総務省通信利用動向調査）、年間120万台以上のPCが稼働されていた（電子情報技術産業協会：JETTA）。そこで、在京ラジオ局に構想を持ちかけたところ、賛決すべき課題は多いが取り値も低値であると判断から、東京地区での実験の検討が始まった。

## 1. IPサイマルラジオの目的

ラジオには話題の3D映画のような派手さはないが、聴いているという気持や心音が浮かび上がる。パーソナリティの言葉への共感、素直な音楽との出会い、野郎騒動の興奮、音声メディアならではの世界がそこには広がっている。ラジオは聴取者自らの世界を再構成することができるため、普及性が高いという特徴を持つ。また、ハガキや電話、メールなどを利用して聴取者自ら送信することが可能なインタラクティブ性も備えている。そのため、人気のあるパーソナリティを中心に強力なコミュニティを形成しており、イベントの集客力も大きい。

このように、コンテンツとして力はあるが、ラジオを取り巻く環境は厳しい。まず、都市部を中心に高層ビルや建築物の構造上問題から受信状況が悪化している。また、ポータブルラジオ、ラジオセオなど、かつては家屋内に複数あったラジオ受信機も減少の一途を辿っている。そのため、若年層を中心にラジオ離れが進んでいる。こうした風化傾向の低下ととも、ラジオ広告費も減少し、1991年の2406億をピークに2009年は1370億まで落ち込んだ。このままでは、広告料の減少に伴い制作費も削減され、番組の質の低下を招き、さらに聴取者が減っていくという悪循環に陥

ところが、この実験の検討は、放送と通信の融合の試みであり、さまざまな課題の整理がつかず実施には至らなかった。放送局の中にもIPサイマルラジオの可能性を感じたものの、一気に通信の世界に踏み出すにはためらいがあり、放送の枠内にとどまらなければならないという意見が大勢を占めた。

## 2. IPサイマルラジオ実験（大阪）

2006年、舞台を大阪に移し、在阪局に対してIPサイマルラジオの実験の提案を行った。大阪を選んだのは、放送の要件を賚るために必要な要素であるIPサイマルラジオの技術リソースが利用できる環境が整っていたからである。

そして、2007年4月、在阪ラジオ局6局（朝日放送、毎日放送、ラジオ大阪、関西インターネットメディア（FM COCOLO）、FM802、FM大阪）と電通（伊藤忠）により、「IPラジオ研究協議会」（会長：宮原秀吉情報通信研究機構理事長、当時大阪大学学長）を設立した。同協議会は、参加各局から再送信同意を採得し、同年9月「有線ラジオ放送業務の運用の規程に関する法律」第3条に基づき、業務開始の届出を総務省近畿通信局に提出した。技術的には通常の一方のインターネット（IPv4ユニキャスト）ではなく、放送の形態に

コピライト 2010.7 39



近い一対多の配信が可能なIPマルチキャストの配信システムを構築した。放送の枠組み内の実験ではあるが、権利者にはできるだけIPサイマルラジオの意義を説明し、理解を得るように努めた。この件については、後ほど詳述する。  
こうして、2008年4月より実験を開始した。ちなみに、現在のIPサイマルラジオの名称である「radiko.jp」は、この実験のために取得したドメインネームである。  
実験に参加するには大阪府内でNTTのフレッツ網に加入し、パソコンのOSはVistaのみ（同年6月からXPにも対応）という条件のため、応募者の数は思うように増えなかった。実験開始から半年経て、ようやく目標のモニター数1000人に達した。そこで、実験参加者に対しアンケート調査を実施したところ（同年10月～11月、252サンプル回収：電通リサーチ）、ラジオは魅力があり一度利用すると継続的に聴取する傾向が強いことが明らかになった。この結果は、ラジオはコンテンツとして力があり、聴取環境さえ整備できれば復讐できる可能性を示唆するものとなった。IPサイマルラジオはリスナーを増やすことが目的だが、伝送路としてIP網を利用し、かつ聴取に放送の要件を満たすこと、IPマルチキャスト利用可能者に限定されること、IPマルチキャスト利用可能者を増やせば、もっと手軽に利用できる環境、すなわち通常のインターネット（IPv4ユニキャスト）での地上波ラジオのサイマルラジオの実現へ向けての検討を開始した。

## 3. IPサイマルラジオ試験配信の概況

放送を向けた結果、次第に今回の試験配信サービスの表が浮かび上がってきた。それは、通常のインターネットを利用するが、配信を現行のアナログ地上波放送に準じた地域に限定するというものである。  
つまり、IPサイマルラジオを聴取者の解消を目的とした種完サービスとして位置づけるのである。2009年

夏の間には試験配信の計画はほぼ固まったため、権利者に理解を得るための説明を開始した。

そして、2009年12月15日、在京7局（TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、H経ラジオ社、エフエムインターワープ、エフエム東京、J-WAVE）、在阪6局（朝日放送、毎日放送、大阪放送、FM COCOLO、FM802、エフエム大阪）、電通（伊藤忠）による「IPサイマルラジオ協議会」（略称：IPラジオ協議会）を設立、試験配信の準備に取りかかった。

技術的な側面では、radikoの配信システムは放送・通信・WEBソリューションが高度に統合されたプラットフォームである。個別の放送局のメンテナンスを最小にする、運用領域を押しさかす高品質を確保する、運用のタイミングを短くしてラジオのサブニングを可能にする。こうした多くの要件をバラバラと満たすべく、音声制作などの放送技術、通信線路・サーバー構成などの情報通信技術、CMS（コンテンツマネジメントシステム）などのWEBソリューション、それぞれの分野の知見の結集と協業により洗練されたシステムを構築することができた。

権利許諾に関しては、ラジオを構成するパーソナリティ、ナレーター、音楽、スポーツ、ニュース、広告、交通情報などの権利およびCM両用関係、広告主・広告会社、制作会社に対し参加放送局と事務局が協力をし説明を行い、試験配信の届出に際して理解を得ることができた。こうして、パソコンで地上波ラジオ放送をCMも含め、そのまま聴くことができるIPサイマルラジオ「radiko.jp」は、2010年3月15日に開始した（資料参照）。試験配信開始1カ月で聴取者17.9万人、平均聴取時間22分2秒と大きな反響があ

った。ラジオの聴取者層のなかった若年層からは「聴いてみたい面白い」、過去のファンも「久しぶりにラジオに戻ってきた」といった声も寄せられている。4月12日から2週間実施したアンケートも、総数2万2635件と非常に多くの回答があり、85%が地上波も含めてラジオの聴取機会が増えるといった良い結果が出ている。

radikoの試験配信は都市部の聴取者の解消を目的としているが、リスナーもラジオ関係者も新しいメディアとしての可能性を感じ始めている。Twitterなどのソーシャルメディアとの相性も良く、ラジオの音声CMと連動した聴取プレイヤー部分の広告スペース（シンクロナード）により広告主のWEBに直接誘導できるなど、広告販促メディアとしての可能性も広がる。

## 4. 放送における音楽の権利許諾

2005年にIPサイマルラジオのプロジェクトを立ち上げた当時、放送局にその構想を打診したところ、権利者に音楽の利用許諾が得られず実現は難しいだろう、というのが大方の反応だった。実際、音楽業界にとってネットは望ましくないものという経緯が広がっていた。これは、ファイル交換ソフトによる違法なダウンロードや、音楽パッケージビジネスへの悪影響が顕在化していたからである。

そのため、ネット配信に関しては慎重な権利者が多かった。ラジオにとって音楽は欠くことができない重要な要素であるが、当時新しい音声メディアとして注目されていたラジオ局の「ポッドキャスト」や「ブログ」にも音楽はほとんど使用されていなかった。プロジェクトを立ち上げた当初も、現在のradikoと同様の地上波ラジオのサイマルラジオの実現を目指したが、ネット上から聴取サービスの理解を得るには困難な状況だったのである。そこで、通俗ではなく放送の枠内であれば比較的権利者の理解を得られやすいと考え、大阪IPマルチキャストの実験の計画を立案した。

ここで、放送の概念についてまとめておく。放送とは「公衆に向けて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」（放送法第2条第1項）と定義されている。また、放送事業者とは、電波法（1940年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者を指す。同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項第2号）ごとに免許は与えられている。さらに「放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域に

おいて、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする」と規定されている（放送法第2条の2第6項）。一方、著作権法によると「公衆送信のうち公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信」（著作権法第2条第1項第8号）となる。

それでは、放送すなわち「放送免許を与えられた施設において公衆が同時に受信できる無線通信の送信」において、音楽を利用する場合どのような権利許諾が必要になるのだろうか。ラジオ番組での音楽の利用といえば、コンサートホールやスタジオでの演奏を録音あるいは生で放送するケースもあるが、商業用レコード（CD）を利用する場合は圧倒的に多い。商業用レコード（CD）の利用に関しては、著作権、著作隣接権（演奏）、著作隣接権（レコード製作者）という三つの権利のクリアが必要になる。

音楽著作権については、権利者である作曲家、作家はその権利を音楽出版社に譲渡する場合が多い。音楽出版社は譲渡された楽曲のプロモーション、管理、行い得られた楽曲使用料から契約に基づき印税という形で著作権者に分配している。著作権者、音楽出版社はその音楽を日本音楽著作権協会（JASRAC）などの管理事業者に委任している。音楽著作権の管理についてはJASRACが担当しているが、2000年2公布、翌2001年に施行された「著作権等管理事業法」に基づき、著作権管理事業は許可制から届出制となり、興行チャート・ライヴ・クリエイティブ（JRC）、強イライオンズ等新たな事業者が参入した。この改正を機に、複製権はJRC、演奏権はJASRACなど、支配権ごとに管理事業者を選択することが可能になった。

さらに、放送・有線放送、インターネット配信、音楽配信プラットフォームなど利用形態ごとに委任することもできる。放送については、著作権等管理事業法施行後も実質的にはJASRACが管理している。放送局は、JASRACと放送事業者との一定の料率を乗じた金額を支払う包括的利用許諾契約（ブランクットライセンス）を締結している。ラジオ局にとっては包括的によりどの楽曲も利用できることは、番組制作上大きな利点である。

ラジオ局も著作権隣接権者であることから、実演家とレコード製作者の権利は制限されている。すなわち、ラジオ放送に再演奏用レコードを使用する際に実演家、レコード製作者の利用許諾の必要はない。ただし、実演家、レコード製作者はその帰属を請求することはできる。この権利を権利請求権と呼び、「商業用レコードの二次使用を認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項第2号）ごとに免許は与えられている。さらに「放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域に

KEYWORD 音楽の権利許諾に関する考察

KEYWORD IPサイマルラジオ

会(楽団)が実演家の、日本レコード協会(RIAJ)がレコード製作者の指定団体指定されている。実演家については、楽団内の実演家著作権センター(CPRA)が著作権処理業務を行っている。CPRAは楽団のほか、日本音楽事業者協会(音管協)、音楽制作者連盟(音制連)の三者で運営されている。放送事業者は、楽団、RIAJと商業用レコード(CD)をそれぞれ利用する包括契約を締結している。商業用レコードの使用状況については、放送事業者がJASRACに提出したデータを利用している。

このように、ラジオ局は著作権、著作隣接権とも包括契約を締結しているため、番組で自由に商業用レコード(CD)を使用することができるのである。

### 5. IPサイマルラジオにおける音楽の権利処理

IPサイマルラジオを実施するには、放送とは異なりインタラクティブ配信という利用形態となるため、著作権、著作隣接権とも新たな許諾が必要になる。著作権に関しては、JASRACがインタラクティブ配信の包括契約の使用料規定を設けている(JASRAC使用料規定第11節)。ところが、放送という利用形態に関してはJASRACに委託しているが、インタラクティブ配信に関しては、JRCなどの管理事業者に委託している楽曲も多い。

すなわち、著作権に関してはJASRACとの包括契約では不十分であり、他の管理事業者からも許諾を得なければならないのである。JRCなどの管理事業者も当然インタラクティブ配信に関する使用料規定を定めているが、IPサイマルラジオに関して、どのような適用をするのか明確な基準はない。それぞれの管理事業者の使用料に関する整合性、使用する楽曲の報告など課題も多い。

一方、著作隣接権に関してはプロジェクトを立ち上げた2005年当時、インタラクティブ配信に関する集中管理が行われていなかった。そのため、IPサイマルラジオには個別の権利許諾が必要であり、特許料を設けずに商業用レコード(CD)を利用しているラジオ番組を配信するのは極めて難しかった。このことが、大抵のIPv6マルチキャスト実験において放送の要件を定めることになった理由の一つである。

こうした複雑な権利処理を回避し放送の同時再送信の円滑化のために、著作権法が改正(2006年12月22日公布、2007年1月11日施行)され、第102条に著作権

法の制限事項が盛り込まれた。その条文によると、放送事業者が与えられた免許の放送対象地域において入力型自動公衆送信を行う場合は、実演家、レコード製作者に通知可能な許諾は必要ない。ただし、相当の補償を支払う必要がある。これは、放送・有線放送における著作権者の権利制限と内容的に同等である。入力型自動公衆送信とは、有線ネットワーク形態であるが、実質的には放送と同様(サイマルキャスト)のストリーミング配信を意味する。

文化庁の解説資料によると、地上波テレビ放送のデジタル放送への完全移行に伴い、伝送路の増強手段としてIPマルチキャストによる同時再送信が期待されているとある。そして、入力型自動公衆送信をIPマルチキャストとして説明している。すなわち、改正時には電気通信役務利用法に基づき事業者が、IPマルチキャスト方式で地上波テレビを配信するIPTVサービスを主に想定していたのである。電気通信役務利用法(2001年6月29日公布、2002年1月25日施行)とは、通信回線を放送の伝送路として利用できるように制定された。ただし、IPサイマルラジオのような伝送速度の低いサービスは想定されていなかった。そのため、4Mbps以下の伝送速度のものは社会的影響が小さいとして同法の適用外とした(総務省電波監理審議会2001年10月24日)。

IPサイマルラジオのサービスに著作権者制限の条文を適用するには、放送対象地域への権利制限を行わなければならない。ここで放送対象地域の範囲が生じ、たとえば、東京地区のラジオ局であるエフエム東京、J-WAVEの2社は関東圏(東京都)を与えられているが、実際は近隣の神奈川県、千葉県、埼玉県にも聴取することができる。また、2011年のアナログテレビ終了後の開波帯域のうち、90MHzから108MHzのV-Low帯で全国を7ブロック程度のエリアに分け、マルチメディア放送を行う構想があるが、ここは現在の地上波ラジオ放送のサイマルサービスも検討されている。

その場合、エフエム東京、J-WAVEの放送対象は、関東(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬)に甲信越(山梨、新潟、長野)を加えた地域となる。つまり、放送対象地域の解釈が現在のアナログ放送となっており、V-Lowマルチメディア放送となるのかによって、著作権者制限の範囲が異なるという事態が生ずる。そもそも、放送法上は放送対象地において良好な受信状態になるよう努めるという規定があるが、対象地域外に放送される、いわゆるスピルオーバーに関する規制はない。したがって、著作権者制限の制限をエフエム東京、J-

WAVEの2社のアナログ地上波免許対象地域である東京だけに限定することは、放送の同時再送信の円滑化という著作権法改正主旨にそぐわないことになる。

2006年の著作権法改正と同時に、RIAJ、CPRAは商業用レコード(CD)を用いた放送音源のネットワークにおける二次利用を促進するため、実演家、レコード製作者の権利の任意管理事業を開始した。任意管理事業とは、権利者の決定権限を委託する行為ではなく、権利者に一任することを指す。両協会とも、地上放送を行う一般放送事業者(民放放送)のラジオ番組のレコード実演およびレコード製作者の放送と同時のストリーミング配信に関する包括的利用許諾契約の使用料規定を設けた。

つまり、改正著作権法の著作権者制限の権利制限ではなく、許諾としての送信可能化であっても一任型の集中管理により、放送の報酬請求と実演家の手続きでIPサイマルラジオを実現することができるようになったのである。また、使用料規程には配信対象地域に関する条件はないため、放送の実態に合わせた弾力的な運用が可能である。

### 6. IPサイマルラジオの権利許諾のありかたについて

民放ラジオは無料、できるだけ多くの聴取者を獲得することにより、媒体価値を高め広告収入を得るというビジネスモデルによって成り立っている。ラジオを構成する要素はパーソナリティやゲストなどの出演者、音楽、スポーツ、天気、ニュースなど多岐にわたる。ラジオ番組を制作し放送するには、それぞれ出資の承諾、利用の許諾を得る必要がある。そこには当然対価が発生する。インターネットを伝送路として、パソコンやスマートフォンをラジオ受信機とするIPサイマルラジオ(radiiko)は、放送サービスに準じたサービスである。けれども、法的には放送と異なる行為となるため、権利者にはあらためてその意義を説明し理解を得る必要がある。

radiikoのサービス主体は配信プラットフォームを構築している「IPサイマルラジオ協議会」であり、各放送局は番組を供給するコンテンツプロバイダ(CP)という位置づけになる。radiikoの権利処理に関してはプラットフォームが行うけれども、CPである放送局が担うべきについては明確な基準はない。ただ、集中管理されている音楽についてはプラットフォームが、スポーツやニュースなど個別の権利については各放送

局が、元々の許諾を得るとするのが現実的である。そこで、参加放送局と事業者が話し合いで権利者に対し説明した結果、ラジオの聴取状況を把握するという趣旨に関しては一律に理解を得ることができた。こうした著作権、著作隣接権の権利者団体、管理事業者、個別の権利者、広告主など、ラジオにかかわる多くの関係者の協力により、現状許諾を実施することができたのである。

ところで、権利者にとってラジオはプロモーションのためのメディアという側面もある。音楽を例にとると、歴史的にはラジオが演歌界の出演機会やレコードの市場を奪うとみなされた時期もあった。しかしながら、1950年代以降のポピュラー音楽の興隆にラジオが果たした役割は大きい。実際、レコード会社の宣伝担当の現場では、ラジオ番組に楽曲を放送してもらうことがプロモーションの基本だった。

ところが、2000年代に入り若年層のラジオ離れが進み、現在では、WEBがプロモーションメディアの中心的存在になりつつある。音楽をラジオ番組の構成要素とみなすか、ラジオを音楽のプロモーションメディアとして捉えるか、それぞれ立場によって見方は異なるものの両者は密接な関係がある。したがって、それぞれの立場のバランスを考えた上で、権利者に対する公正な対価の還元システムを構築していくことが重要である。

現在、radiikoは試験配信中であり、9月以降の実用化を目指しているが、その実用化に向けては、音楽の権利者からあらためて許諾を得る必要がある。radiikoは放送エリアに準じた地域に無料で配信するサービスである。法的な行為としては著作権法第2条第1項第9号の4の自動公衆送信にあたる。そのため、著作権者からは同法第23条第1項の公衆送信権に基づく許諾が必要である。著作権法に関しては、前述した同法第102条の権利制限の条文を適用することも可能だが、実演家、レコード製作者ともに同法第92条の2の送信可能化にかかる権利許諾を得る方向で調整したいと考えている。

radiikoの目的は聴取者を増やし、ラジオの媒体価値を高めることにある。実際としては放送に極めて近いサービスではあるが、法律上の行為としては同法第2条第1項第8号の放送ではなく、自動公衆送信である。したがって、広告収入に比例して放送の包括契約による音楽の使用料も増加するが、そこはradiikoが包含すると解釈することは無理である。

一方、各ラジオ局の広告収入が増加したとしてもプラットフォームとしての収入増は見込まれない。そこで、自動公衆送信の許諾の対価としては、管理事業者

団体が定める「収入なし」の使用料規定を基本とするのが妥当であろう。

配信プラットフォームは基本的に参加ラジオ各局の費用負担により運営される。ただし、ラジオの音声CMと連動したシンクロナイズド、聴取アプリケーションの有料化など、プラットフォーム独自の収益の可能性もある。こうした収益も、ラジオ番組を構成する音楽や実演家に関与が大きい。そこで、こうしたプラットフォーム独自の収入に関しては、何らかの還元スキームを導入すべきだろう。すなわち、権利許諾の対価としては各団体が定めた基本使用料に、プラットフォームがラジオ放送との連携により得た収入の一部を加えるという方向で協議したいと考えている。

ところで、集中管理を行っている音楽に関しては、放送利用実績報告に基づいての使用料分配が可能である。FM放送局はオンエアー楽曲表示サービスを行っていることから放送使用楽曲報告を実施しつつある。けれども、AM放送局に関しては楽曲の報告システムは未整備である。radiikoの実用化と並行して、メタデータの整備、各局共通のデータベースの構築、放送楽曲の自動検出システムの構築なども推進していくべきだと考える。実演家については、関係団体に一定の利用料を定めたとしても権利者の分配は極めて困難である。そこで、放送と連動したサービスを利用するなどして、実演家のイベント告知、ファンクラブへの誘導、グッズ販売などの市場拡大に寄与するスキームを構築することを検討したい。

radiikoの実用化に向けて、権利許諾以外にも複数の放送を安定的に配信するシステム、運用主体、サービスレベルなど課題は山積している。けれども、人々の想像力をかきたてるラジオという音声メディアの復活は、エンタテインメント、スポーツなどの活性化にも寄与することができると思われる。

1) 2009年ビデオリサーチMCM調査(メディア環境調査・音楽系30歳未満)によると、テレビ番組のラジオのメディア到達率は、平日平均で6.6%、土日平均で7.7%だった。  
2) NTT西日本による「IPv6フォーラム」に参加することにより、技術リソースを利用することができた。  
3) 「IPv6」とは次世代のインターネット通信プロトコルである。現在主流のIPv4が2の32乗=4294967296のIPアドレスを持つが、IPv6は2の128乗とほぼ無限大で、NTTのプラットフォームの一部のプロバイダーで利用されている。通常のインターネットはリクエストに応じてセッションを確立するIPv4ネットワークであるため、利用が増えるとも占有する回線の増大が期待される。これに対し、マルチキャストとは、配信されたパケットがネットワーク途中のルーターで複製されるため、利用者が増加しても一定の帯域しか占有しない配信に近い形態の配信サービスである。  
4) 「IPv6マルチキャスト」とは、次世代の通信プロトコルを利用した放送型サービス。

- 3 著作権法第102条(著作権者の制限)  
(1)第2項 第3 著作権者の目的となつていない実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域において伝送されることを目的として送信可能化(公衆の利用に供せられている電気通信回線に接続して自動公衆送信装置に情報を伝送することによるもの)を行うことができる。ただし、当該放送に係る放送の2に規定する権利を有する者の権利を侵害することとなる場合は、この限りでない。  
4 放送の送信により実演の送信可能化を行う者は、第1項において適用する第38条第2項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る放送の2に規定する権利を有する者に相当する額の補償を支払わなければならない。  
5 第2項の規定は、著作権者の目的となつていないレコードの利用について準用する。(以下、略)

別表  
IPサイマルラジオ協議会  
(The Association of IP Simulcast Radio)  
地上波ラジオ放送の聴取機会拡大と放送文化の発展・発展のためのIPサイマルラジオの実用化を推進することを目的とした任意団体。IPサイマルラジオの実用化に必要な配信プラットフォーム構築にかかわる技術的課題、放送音源供給の体系的な確保状況の調査研究、音楽著作権、著作隣接権など配信に要する権利関係の整理、承継プラットフォーム、広告マーケティング領域の調査分析を行う。  
設立:2006年12月15日  
会長:岩間秀夫(独立行政法人情報通信研究機構理事長、京大名誉教授)  
会長:株式会社TPSラジオ&コミュニケーションズ  
株式会社文化放送  
株式会社ニッポン放送  
株式会社毎日ラジオ社  
株式会社エフエム東京  
株式会社J-WAVE  
エフエムインターウェーブ株式会社  
朝日放送株式会社  
株式会社毎日放送  
大放送株式会社  
関西インターネットラジオ株式会社  
株式会社HTR202  
株式会社エフエム大正  
株式会社電通(申請中)  
事務局:実演ラジオ局内(指宿若木、遊園)  
〒106-7001 東京都港区東横街1-8-1  
TEL:03-621-6903 FAX:03-621-7520

※あろら・あろら:放送事業者経済学専攻。1980年放送文化センター、放送文化研究会共同設立。IPサイマルラジオ協議会幹事代表。アジア向け国際放送「スター-TV」の日本の音楽番組供給のプロデュース、日本初のインターネットラジオ(1995年APIC大正)のプロデュースなどを手がける。2005年IPサイマルラジオのプロデュースを担当し、2010年3月以降配信を開始。元放送文化センター長(社会福祉1990年-2002年)、元神戸大学非常勤講師(経営学専攻1990年)、著者/インターネット世界への扉(1995年、マガジンハウス)、『デジタルコンテンツ革命』(1996年、日本経典出版)